

### 江戸川区議会議員

き む ら な が と

## 木村長人

区議会レポート

第1号•第2号 合併号

発行・連絡先 / 木村長人事務所 〒134-0088 江戸川区西葛西 1-6-11-202 TEL/FAX 03-5675-5690 E-mail knagato@muj.biglobe.ne.jp

## 今後ともよろしくお願いします

昨年 4 月の統一地方選挙を経て区議会議員に当選させていただき、はや1年がたとうとしています。 1999 年に別れを告げ、いよいよ 20 世紀最後の年、2000 年を迎えることとなりました。偶然とはいえ、こうした貴重な千年紀を経験し、また 2000 年という節目の年を無事に迎えられましたことに感謝しつ、今年も精一杯活動してまいりたいと思います。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

今回のトピック

### 4月から清掃事業が東京都から区へ移管

平成10年4月に成立した「地方自治法等の一部を改正する法律」が、約2年を経たこの4月1日よりいよいよ施行されます。この法律の施行によりいったい何が変わるかと言えば、それは、東京都と23区(「特別区」と呼ばれます)の関係やしくみのあり方が変わるということです。これを「都区制度改革」と呼んでいます。

同法の施行にともなうこの都区制度改革により、特別区は都の「内部団体」という位置づけから、他 の市町村と同様「基礎的な地方公共団体」という位置づけに格上げされます。

この都区制度改革において、具体的には 30 あまりの都の事業が区へと移管されます。その中で私たちの生活に最も密接に関係するもののひとつに清掃事業の移管があります。

これまで東京都によって行われていた清掃事業の運営は、4 月から区のものとなります。ですから、ゴミの収集から最終処理まで区が責任をもって行うということになるのです。それぞれ、①ゴミの収集と運搬 → 江戸川・小岩・葛西の各清掃事務所が行う、②ゴミの中間処理(焼却)→ 23区清掃一部事務組合が行う、③ゴミの最終処分 → 都の埋立処分場へ運搬する、こととなっています。

昨年 10 月 4 日より資源回収事業もスタートいたしました。ゴミは私たちの日常生活から発生するも

のです。清掃事業が自分たちの区で行われるようになるこの機会に、改めて、ゴミの問題、資源循環型 社会のあり方などについて考えてみたいものです。

6月と9月の本会議において、私はそれぞれ一般質問と代表質問を行いました。以下、両質問に おける区長とのやりとりの抄録です

本会議レポート / 1999 年 6 月 29 日・第 2 定例会における一般質問

# 介護保険 / 犯罪被害者に対する支援制度 / ダイオキシン規制条例

#### <介護保険>

木村 介護保険制度の経費の総額は年間4兆円。この保険制度導入は高齢化社会を迎えつつある我が国における厚生行政・福祉行政の転換を占う重要な試金石だ。国会周辺でくすぶっている介護保険の延期論は許されない。滞りのない介護保険導入を目指してこれまで多くの努力と準備を重ねてきた介護保険制度の保険者たる我が区として、<予定通りの滞りない介護保険導入>に対する断固たる決意というものを改めて述べていただきたい。

区長 全力をあげて実施できる体制をつくっていく。

木村 介護保険といえどもやはり保険者と被保険者の信頼関係の上に成り立っている保険契約である。ならば、保険料の概算だけでも被保険者に対して示されてしかるべき。なぜ被保険者、つまり区民にとって最も関心がある保険料の概算について、品川区が行ったように説明会において明示することができないのか。単刀直入におうかがいする。我が区の1号保険料の平均は概算でどれくらいなのか。品川区にできたことが江戸川区にできないとは思えない。

**区長** 保険料の明示については、暫時お待ちいただきたい。

木村 厚生省に対してはワークシートに基づいた保険料を通告していると聞く。しかし、保険料について最も知りたいのは厚生省ではなく、区民である。速やかに保険料を示していただきたい。

木村 特別養護老人ホーム入居者の6%、およそ1万7000人の人たちは症状が軽く、5年以内に退去しなければならないと予測されている。問題は、そういったお年寄りの多くが介護してくれる身寄りがなかったり、住むアパートがなかったりし、帰るところのない「介護保険難民」になりかねないということだ。絶対にあってはならないそうした「介護保険難民」に対して、江戸川区としてはどのような予測をたて、またその対策を講じているのか。区として高齢者住宅の建設等は俎上に上っているのか。

区長 在宅介護、ふれあいホールなどの事業によってフォローしていく。

#### <犯罪被害者に対する支援制度>

木村 さる6月27日は松本サリン事件発生からちょうど5年目にあたる。社会においては他にも、女性に対する性犯罪、幼児の誘拐事件、そして日々どこかで起こっている交通事故など様々な暴力や事件があり、そこには必ず被害者が存在する。区内においても犯罪や事件が多発している。しかしながら、現在の日本では「被害者」あるいは「犯罪被害者」に対する基本的権利や人権は忘れ去られ、何らの支援体制も整っていない。

国は81年に犯罪被害給付制度を制定したが、その補償は決して十分とは言えない。それに対し、大

阪摂津市では24年前に先進的な「摂津市災害見舞金等支給条例」が制定された。これを参考に、97年に場外舟券売り場に反対していた町議が襲われる事件のあった埼玉県嵐山町(らんざんまち)においては、98年に、町民が犯罪被害に巻き込まれた場合、賠償能力がない加害者に代わって医療費や生活費の一部を補償する条例の制定が決定された。

何の落ち度もない被害者を支援するための条例を自治体として備えていてしかるべきである。また被害者の人権に対する法整備というものも時代の趨勢として整っていくと思われる。区のご所見をお伺いしたい。

地元の警察を中心にく被害者援助ネットワーク>をスタートさせた中野区野方の試みも大変参考になる。「野方被害者援助ネットワーク」は、犯罪被害者支援のため地域社会が協力して幅広い支援体制を整えるものである。これには中野区の4部課所が協力している。江戸川区としてもぜひ率先してこうした自治体における連携した取り組みを検討して頂きたい。

**区長** 現在、区は犯罪被害者の支援制度に関する情報を持っていない。調査の実績もない。しかし、貴重な提案なので、大いに関心を払って調査していきたい。

#### <ダイオキシン規制条例>

|木村 我が区のダイオキシン問題に対する取り組みは決して十分ではない。ダイオキシンの中でも特に

問題となっている 2, 3, 7, 8-TCDD がその毒性において、致死量にして青酸カリの 2万倍、サリンの数倍でありことを、改めて認識していただきたい。これほど危険なダイオキシンを法的に規制せず、なかば自主規制という、言ってみれば個々の道徳判断に任せている我が区の状況はやはり問題。ダイオキシン規制の法整備に全力であたっていただきたい。

区長 極めて深刻な問題ととらえ、対処していく。

木村 ダイオキシンは猛毒物質であること を再認識していただき、条例づくりに取り 組んでいただきたい。



本会議レポート / 1999 年 9 月 14 日・第 3 定例会における代表質問

# 2000 年問題対策 / 犯罪被害者に対する支援制度へのさらなる取り組み

#### <2000年問題対策>

木村 2000年問題とは、下二桁の数字で年次を判断するコンピュータシステムやマイクロチップが、2000年を1900年と誤って判断し、誤作動や機能停止などを起こしてしまう恐れがあるという問

題である。

政府は小渕首相を本部長とする「高度情報通信社会推進本部」を設置し、98年9月には「コンピュータ西暦2000年問題に関する行動計画」を決定。東京都では99年3月に副知事を責任者とする「東京都コンピューター西暦2000年問題対策会議」を設置。我が区においてく2000年問題対策本部>はまだ設置されていないが、設置の予定はあるのか。

区長 現在は設置していないが、つくる方向で考えたい。

**木村** 区が保有または使用しているコンピュータシステムやマイクロチップ塔載機器の抽出作業は当然、終了していると思われるが、それらの修正作業や模擬テストの実施は済んでいるのか。

**区長** 区の保有するシステムの対応は万全であると思っている。

木村 アメリカでは、住民への2000年問題に対する正確な情報提供と理解促進のため、自治体が頻繁に〈タウンミーティング〉といわれる住民説明会を開いている。住民への公報活動は国の仕事というよりは自治体の仕事。介護保険に関する区民説明会が行われているように、2000年問題に関する簡単な区民説明会の場が設けられてしかるべきであると考えるが、いかがか。

**区長** 広報による説明でよいと思う。

木村 「高度情報通信社会推進本部」による「行動計画」の中で、政府は、2000年問題に対する中 小企業の取り組みを促進するため、啓発・指導・助言を積極的に行い、必要な資金の貸し付けなど可能 な限りの支援を講じていくよう記している。不況下にある現在、多くの中小企業では2000年問題に 対する対策が遅れている。区として、そういった中小企業向けにどのような支援体制を検討しているの か。

区長 積極的に対処しているわけではない。

|**木村**| 中小企業の人たちへのわかりやすいアクセスの窓口など設置すべき。

木村 区においては年末年始にかけての一定期間、万が一のケースを想定して、どのような監視態勢あるいは対策を検討されているのか。

区長 これから考えていきたい。

#### <犯罪被害者に対する支援制度へのさらなる取り組み>

|木村| 8月、江戸川区においても小松川署を中心に犯罪被害者の支援制度づくりに向けた第一歩ともい うべき動きが出てきたようだ。再度、〈犯罪被害者に対する支援制度〉について取り上げたい。

被害者は何の落ち度もないのに犯罪に巻き込まれ、一生癒えることのない心の傷(心的外傷後ストレス障害)、一般にいうトラウマに悩まされ続ける。精神的、肉体的にダメージを受けたそうした被害者にとって、独力で加害者の暴力行為を証明するデータや証拠を収集したり、いちいち事情を説明したり、相談窓口を探し回ったりするのは大変困難。

そうした社会的弱者に陥った犯罪被害者を支援していくためにも、国レベル・自治体レベルを問わず、 被害者支援のための法整備ならびに制度づくりが求められている。

85年、国連総会は「犯罪被害者の権利宣言」を採択。欧米に比し、日本の被害者に対する支援制度 づくりは10年も20年も立ち遅れている。国会において「犯罪被害者基本法」の制定が強く求められ るゆえんである。

法整備と平行して警察を中心とした地域での取り組みというものも極めて重要。96年、警察庁の中に「犯罪被害者対策室」ができ、いま警察が中心となって「被害者支援連絡協議会」の設立が各地域単

位で進んでいる。警視庁は都内101ヵ所のすべての警察署に犯罪被害者支援ネットワークづくりを広めていくことを計画中。

小平のケースを取り上げたい。「小平被害者支援対策協議会」では、中野区野方の場合と同様、自治体・消防署・保健所・児童相談所などがネットワークに参加しているのだが、小平ではその被害者支援対策協議会の会長に現職市長である前田雅尚市長が就いているのだ。

そこで区長にお伺いしたい。警察を中心とした「被害者支援連絡協議会」といったネットワークづく りに、区として積極的に参加し、被害者支援のための働きかけをしていく用意はあるのか。

区長 8月下旬、小松川・葛西・小岩三署から、犯罪被害者に対する支援体制づくりに積極的に協力してほしいという要請があった。区としても協力していきたい。

|木村 区長自ら、その被害者支援組織の会長等にご就任される決意はあるのか。

**区長** 警察が別の立場の人を会長に予定しているようなので、それに従いたい。

★村 警察署からの協力の呼びかけを受け、区としては具体的にどこの部課所でどのような検討作業を 進めているのか。

区長 区としては福祉関係・健康部・環境・教育の各部門から代表者を被害者支援連絡協議会のほうに 出すことにしている。区としてもこの問題に積極的に対応していきたい。

| 木村 前回の質問時よりも一歩も二歩も前進している状況を評価する。被害者の人権に関し、行政側からも積極的な働きかけを行っていただきたい。

### 木 村 長 人 の 活 動 日 誌 (1月の行事・会合から)

- 1/1(土) (大晦日に引き続き)小島青親会のお焚き上げ。2000年問題対策で登庁
- 1/5 (水) 新年賀詞交歓会。区議会民主党クラブ総会
- 1/7(金) 江戸川消防団始式。葛西地区自治連合会新年初顔合せ会
- 1/9(日) 地元新年会。若手議員の会新年会
- 1/10 (月) 成人式
- 1/11 (火) 総務委員会。民主党第 16 区総支部幹事会。葬礼。民主党秘書らとの新年会
- 1/12(水) 江戸川区職労旗開き
- 1/15(土) 葛西消防団新年会。地元新年会。稲門会 23 区大会準備会
- 1/16(日) 古川を愛する会新年会。私が選ぶ首相の会勉強会
- 1/17(月) 葬礼。金曜会新年会
- 1/18(火) 葛西南部地域開発特別委員会
- 1/21(金) 日華親善議員連盟新年会
- 1/22 (土) 民主党第 16 区総支部党員総会。民主党第 16 区総支部新年会
- 1/23(日) 小島町会新年会。葬礼
- 1/24(月) 小島青親会定例会
- 1/25(火) 平成 12 年度予算施策協議会
- 1/26(水) 市議会議員らとの勉強会
- 1/27(木) 葬礼
- 1/28(金) 葬礼。小島青親会新年会
- 1/29(土) 東京土建組合一之江北分会新年会。結婚式

- 1/30(日) 青少年育成葛西第 1 地区陸上競技大会。結婚式
- 1/31(月) 街づくり・防災特別委員会(千葉西部防災センターへ視察)

#### 日本語あれこれ

日本語には数多くの同音異義語があります。中にはどの漢字表記を使うべきなのか判断に迷う場合があります。例えば「タイセイ」という共通音を持つ「体制」と「態勢」です。

例えば「24時間タイセイ」。さて、どちらの「タイセイ」を使うべきなのでしょうか。国立国語研究所に問い合わせてみました。答えは、時と場合によってどちらもあり得るということでした。恒久的あるいは制度として出来上がっているものの場合には「24時間体制」を使い、それが一時的な対応の場合には「24時間態勢」という表記になるようです。

「警備体制」「警備態勢」のどちらも見かけるのはそのためです。ちなみに 警察関係では「体制」が多く使用されているようです。



## 木 村 長 人 プロフィール

- 略歴 —
- 1964年(昭和39年)11月10日生まれ
- 中央大学法学部政治学科 卒業
- 早稲田大学第一文学部哲学科 卒業
- 米国ジョージタウン大学国際関係学部 留学
- 安田火災海上保険株式会社 入社
- 米国下院議員 W. タッカー (民主党) 外交政策インターン
- 新党さきがけ衆議院議員候補者公募 合格
- 衆議院議員田中甲(民主党)公設秘書
- 1999 年(平成11年)江戸川区議会議員に 初当選
- 議会・党での役割 —
- 総務委員会 委員
- 葛西南部地域開発特別委員会 委員
- 街づくり・防災対策特別委員会 委員
- 区議会民主党 副幹事長
- 趣味 —
- サッカー、ウェイトトレーニング、ツーリング、読書
- 一 好きなもの・嫌いなもの —
- 好きなものは納豆・うなぎ・緑茶。逆に、アルコール類は全部ダメ。バナナも苦手
  - ポスティングを手伝って下さるボランティアスタッフを探しています